「ふくしまグリーン復興ワーケーション促進事業」業務委託仕様書

本仕様書は、福島県が行う「ふくしまグリーン復興ワーケーション促進事業」を委託するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

１　目的

県内国立・国定公園は、豊かな自然環境やアクティビティ、歴史文化資源、温泉等の魅力的なコンテンツに恵まれており、ワーケーションの適地であることから、関係市町村や事業者等によりワーケーション導入に向けた取組が進められている。

本業務は、ワーケーションの導入を希望する関係市町村や事業者等と連携し、自然公園等のアクティビティや環境保全活動を組み合わせたワーケーションツアーを実施することにより、国立・国定公園におけるワーケーションの導入を促進し、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るものである。

２　業務名

ふくしまグリーン復興ワーケーション促進事業

３　業務内容

（１）ワーケーションツアーの企画及び実施

県内の磐梯朝日国立公園、越後三山只見国定公園の魅力を満喫できるワーケーションツアーを企画し、各公園を活用するツアーをそれぞれ１回以上実施すること。

ア　参加費用（参加者の滞在費、交通費、宿泊費等）は有料とすること。

イ　各ツアーとも、地域の特性を踏まえたテーマを設定の上、その理由を明確にし、ツアーを実施すること。

ウ　参加者については、ワーケーションの導入に関心を有する首都圏企業の関係者等とし、企業研修等の活用を促すツアーを実施すること。

※効果的な内容である場合はこの限りでない。

※委託者や地域関係者等が指定する者が参加する場合があること。

※参加人数は各回 10 名程度を想定し、宿泊施設の規模等に応じて委託者と協議の上決定すること。

エ　各公園及びその周辺地域の市町村、観光協会等関連団体及び事業者等の地域関係者と連携し、コンテンツの造成を行うこと。

オ　国立・国定公園内の利用拠点を起点又は中継点としたアドベンチャーツーリズム※及び環境保全等の課題解決を目的とした活動（公園内清掃や除草等）を取り入れたツアーとし、国立・国定公園の新たな滞在のあり方を訴求できる内容とすること（ツアー実施に必要な場合は、国立・国定公園外での体験を一部含めることも可とする。）。

なお、磐梯朝日国立公園におけるツアーについては、「磐梯・猪苗代ナショナルパークサイクルウェイ」を活用したメニューを盛り込むこと。

※ 利用拠点

自然公園法第３６条に基づき指定された集団施設地区内、又は自然公園法第２０条に基づき指定された特別地域内において、公園利用者向けサービスを提供する施設を有し、自然体験利用の拠点となるエリア、又は公園利用者向けサービスを提供する施設が集積し、自然体験利用の拠点となるエリア。

※ アドベンチャーツーリズム

「アクティビティ」、「自然体験」、「文化体験」の要素のうち２つ以上で構成されるもの（トレッキングやサイクリング、カヤック、ラフティング、キャンプ、釣り、スノーアクティビティ、ナイトウォーク、野生生物観光、神楽・伝統文化の体験イベントなど、地域の自然、文化を活かしたさまざまなアクティビティや体験メニュー）

カ　アンケートを実施し、それに基づく課題抽出や磨き上げを行い、販路形成まで行うこと。

キ　その他、事業効果を高める内容等があれば提案に含めること。

（２）情報発信

磐梯朝日国立公園、越後三山只見国定公園におけるアクティビティや自然体験等、各公園の魅力や滞在の仕方が伝わる情報発信を企画・実施すること。

４　業務委託期間

業務委託契約締結の日から令和５年１月１３日（金）まで

５　成果品

本事業において作成した事業報告書を提出すること。

（１）提出期限：令和５年１月１３日（金）

（２）提出部数：紙媒体　３部、電子媒体　１部

６　提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）契約締結後速やかに提出するもの

・着手届（様式１）

・統括責任者通知書（様式任意）

・実施工程表（様式任意）

・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

（２）業務完了後に速やかに提出するもの

・完了届（様式２）
・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

７　統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

８　事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

９　その他

（１）本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県受託者が協議のうえ、定めることとする。
（２）但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

（以上）